

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 複利型

1.（自動継続及び一部解約）

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 預入日（継続をしたときはその継続日）の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日（継続をしたときはその満期日）としたこの預金は、預入日（継続をしたときはその継続日）の1年経過後に一部を1万円単位で解約することができます。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金の一部を預入日（継続をしたときはその継続日）から1年経過後に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、一部解約の元金とともに支払います。
この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。
- (3) この預金を預入日（継続をしたときはその継続日）から1年経過後に一部解約するときは、当行の所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上